

2016年9月6日

朝鮮民主主義人民共和国の弾道ミサイル発射に関する安全保障理事会報道声明

以下の安全保障理事会報道声明が、本日ニュージーランドのジェラルド・ヴァン・ボヘメン安保理議長により発出された。

安全保障理事会理事国は、2016年9月5日に朝鮮民主主義人民共和国により実施された弾道ミサイルの発射を強く非難した。この発射は、国際連合安全保障理事会諸決議 1718 (2006)、1874 (2009)、2087 (2013)、2094 (2013) および 2270 (2016) の下での朝鮮民主主義人民共和国の国際的な義務の重大な違反である。

安全保障理事会理事国は、朝鮮民主主義人民共和国の戦略ミサイル活動が、朝鮮民主主義人民共和国の核兵器運搬システムの開発に寄与した緊張を増すことに留意しつつ、これらの発射を含む、全ての朝鮮民主主義人民共和国の戦略ミサイル活動を憂慮する。安全保障理事会理事国は、朝鮮民主主義人民共和国市民が必要性を大いに満たされていないと同時に朝鮮民主主義人民共和国が戦略ミサイルの追求に資源を転用していることを更に遺憾に思う。

安全保障理事会理事国は、朝鮮民主主義人民共和国が、安全保障理事会がくり返した声明を紛れもなく無視して、4月15日、4月23日、4月27日、4月28日、5月31日、6月21日、7月9日、7月18日、8月2日および8月23日の発射の後に、これらの戦略ミサイルの発射を実施したことに重大な懸念を表明する。安全保障理事会理事国は、朝鮮民主主義人民共和国が、関連する安全保障理事会諸決議に違反した、核実験を含む更なる行動を自制しそしてこれらの諸決議の下での自らの義務を遵守するものとするをくり返し表明する。

安全保障理事会理事国は、全ての加盟国に対し、安全保障理事会により朝鮮民主主義人民共和国に課された措置、特に決議 2270 (2016) に含まれた包括的措置、を十分に実施するため自らの努力を倍加することを求める。安全保障理事会理事国は、決議 1718 (2006) に従って設立された委員会に対し、決議 2270 (2016) の実施を強化するためその活動を強めそして同決議およびその他の関連する諸決議の

下での自らの義務を遵守する加盟国を支援することを指示する。

安全保障理事会理事国は、加盟国に対し、決議 2270（2016）の規定を効果的に実施するために加盟国が講じた具体的措置に関して可及的速やかに報告することをまた求める。安全保障理事会理事国は、朝鮮半島および北東アジア全体についての平和と安定を維持することの重要性をくり返し表明し、状況に対する平和的な、外交的なまた政治的な解決に対する自らの公約を表明しそして対話を通しての平和的なまた包括的な解決を促進するための、安保理理事国並びにその他の国家の取組を歓迎する。

安全保障理事会理事国は、朝鮮半島および周辺の緊張を減らすために活動することの重要性を強調する。安全保障理事会理事国は、安全保障理事会が、状況を緊密に監視し続けそして安保理が前に表明した決意に沿って更なる著しい措置を講じるつもりであることに合意した。